

「社会的養護」の概念はいかに用いられてきたか

—保育士（保母）養成課程における教科目名の変遷との関連から—

松 浦 崇

はじめに

保育士養成課程の教科目において、「養護原理」が「社会的養護」という名称へと改められたのは、2010年の厚生労働省告示第278号においてであり、2011年度より適用された。また、2011年7月には、「社会的養護の課題と将来像」（児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ）が公表され、以降、社会的養護の制度改革が急速に進められている⁽¹⁾。

こうして、2011年頃より、「社会的養護」の概念・用語は、これまで以上に幅広く用いられるようになってきた。「課題と将来像」では、「社会的養護」に対する一定の定義もなされているが、その定義の可否や対象とする範囲、従来の用いられ方との違いなどについては必ずしも十分な検討はなされておらず、結果として、「社会的養護」が何を指すものであるのか、何を問題としているのかが曖昧なまま、用いられているように思われる。

2017年8月には、「新しい社会的養育ビジョン」（新たな社会的養育の在り方に関する検討会）が公表され、就学前の子どもの新規措置入所の原則停止や、就学前の子どもの里親委託率75%以上の実現など、これまでの「社会的養護」のあり方を大きく変える大胆な方針が打ち出された。こうした時だからこそ、「社会的養護」をめぐる問題状況やこれまでの取り組みの課題を再検討し、今後の方針を明らかにするためには、改めて、「社会的養護」という概念がこれまでどのように用いられてきたのか、整理することが求められているのではないだろうか。

以上の課題意識のもと、本稿では、「社会的養護」の概念・用語がどのような形で位置づけられ、用いられてきたのか、その一端を明らかにすることを目的とする。その際、保育士（保母）養成課程の教科目における位置づけが研究上も実践上も影響が大きいことをふまえ、その変遷を明らかにすると共に、保育士（保母）養成に関わるテキストにおいて、「社会的養護」がどのように位置づけられてきたのかを検討することとした。しかしながら、保育士（保母）養成課程に「養護原理」が新設されてからすでに50年以上が経過しており、その間の養成課程の変遷およびテキストを討究する作業は膨大なものとなる。そのため、限られた分析に留まるという限界を有するが、本研究を端緒とし、今後、研究の精度をより高めていきたいと考えている。

なお、本研究は、科研費基盤研究（C）（15K04005：研究代表者、松島京）の助成を受けたものである。

1. 「養護原理」の新設と養護理論体系化の試み

(1) 児童福祉における「保母」資格の制定と養成の開始

1947年に「児童福祉法」、翌1948年に「児童福祉施設最低基準」が制定され、戦後日本の児童福祉制度が形づくられた。そこでは、助産施設、乳児院、母子寮、保育所、児童厚生施設、養護施設、精神薄弱児施設、療育施設、教護院の9施設が「児童福祉施設」として位置づけられると共に、「児童福祉施設において、児童の保育に従事する女子」の資格として「保母」が定められた。戦前は、「幼稚園令」において幼稚園で勤務する「保母」（保母）の要件が定められていたのみであったが、「児童福祉法施行規則」等により、児童福祉に携わる「保母」についての規定が定められ、幼稚園で勤務する「幼稚園教諭」との違いが明確にされた⁽²⁾。

以降、保母資格を取得するためには、保母試験に合格するか、厚生省の指定を受けた養成校で一定の教科目を履修することが必要とされ、保母の養成が本格的に始められることとなった。

(2) 「養護原理」の新設と「家庭外（社会的）養護」

保母養成課程の中に、はじめて「養護原理」が定められたのは、1962年の改正（厚生省告示第328号）においてである。この改正では、保育所の保母と収容施設における保母の専門性の違いが意識され、科目の細分化が行われた⁽³⁾。それ以前の「保育理論」（必修6単位、選択2単位）が、「保育原理」（必修4単位）・「養護原理」（必修2単位）・「教育原理」（選択2単位）へと分割され、施設養護の基本原則を学ぶ科目として「養護原理」が新設された。また、特に施設勤務を希望する場合には、選択科目の中から「被服住居」、「家庭経営」、「精神衛生」を履修することが推奨されるなど、専門性に応じた科目選択が可能となった。

厚生省児童家庭局が刊行した『保母養成専門教科目教授内容ソースブック』（1965年）では、「養護原理」の目標として以下の5点が挙げられている。

1. 各種児童収容施設における児童処遇に共通する養護上の基本原則の基礎的理解を与える。
2. 幼児保育を内容とした従来の保育理論から独立した科目として、養護原理が出て来た所以を理解せしめると共に、両者夫々に等しく家庭外（社会的）養護の一環として関連する点をも理解せしめる。
3. 収容施設における児童養護技術上独自の役割があること、同時にまた他の諸技術を担う職員とのチームワークによらなければ、保母の果たす養護効果の十分な成果は期待出来ないことを理解させる。
4. 保育実習中特に収容施設実習に臨む際の理論的オリエンテーションたらしめる。
5. 児童収容施設養護の果たす社会的役割について十分な理解と、しっかりした自覚を把握させる。

「社会的養護」の概念はいかに用いられてきたか

また、「教授上の留意事項」において、「保育所等の所謂通園保育施設および里親、職親制度と、養護施設等所謂収容養護施設との社会制度上の機能的関連について考察する。この際、本来の家庭養護に一部もしくは全面的に欠けたところの児童を対象とするこれらの家庭外（社会的）養護施設（広義の）が、これら児童のニーズを満たしていくためには、施設によるサービス機能と同時並行的に、地域社会の中にある他の色々な社会的資源を積極的に引き出し、そのサービスに結びつけて活用していくことの必要なことを理解させる」（括弧内、原文）と述べられている。

このように、保育所等を含めた家庭以外の養護が、（広義の）「家庭外（社会的）養護」と位置づけられている。括弧内ではあるものの、この時期すでに「社会的養護」という表現が用いられていたこと、その際、「社会的養護」は、広義には保育所等を含め、家庭以外の社会における制度全般を指していたことが読み取れる。

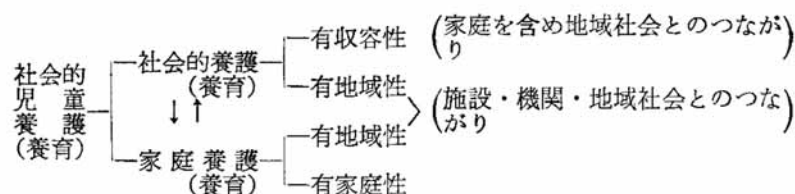
（３）養護理論の体系化に向けた研究

「養護原理」が新設された1960年代は、戦災孤児・浮浪児対策という側面が強かった終戦直後の時代から児童養護問題のあり方が変化し、地域社会の崩壊や核家族化の進行などによる家庭崩壊を背景とした入所が増加するなど、複雑化する問題に対応する新たな理論が求められていた時代であった。そうした中、養護理論の体系化に向け、多くの研究成果が発表された。

代表的な研究の一つが、大谷嘉朗・吉沢英子『養護原理』（誠信書房、1967年）である。

本書では、家庭における養護を「家庭養護」、社会的施設および機関による養護を「社会的養護」としている。ただし、家庭も社会を構成している単位であることから、広義には「家庭養護」も「社会的養護」に含まれるのであり、主に「社会的養護」とされる領域と、主に「家庭養護」の必要とされる領域の両者の関わりが変化することに意義があると述べている。そして、両者の補完的相互作用によって、初めて現代の児童の養護は全うされるとして、両者の関係性を重視した。

図表１ 大谷・吉沢（1967）における、児童養護の体系図



出所：大谷嘉朗・吉沢英子『養護原理』誠信書房、1967年、p.65。

このように、社会における子どもの養育に関わる営み全般を「（社会的）児童養護」と位置づけ、それを家庭における「家庭養護」と、家庭外の社会における「社会的養護」という形で分けて捉えている。ここでの「社会的養護」は、広義には、保育所等を含めた家庭以外の制度すべてを含めており、狭義として、児童の収容施設を位置づけていた⁽⁴⁾。換言すれば、「社会的養護」より広義の

概念として「児童養護」を位置づけ、「社会的養護」を「児童養護」（または「児童養育」）との関連から、すなわち家庭や保育施設を含めた社会全体の子どもをめぐる状況との関連から追求していたと言える⁽⁵⁾。こうした捉え方は、その後の養護理論における基本的な枠組みとして幅広く活用されている。

「養護原理」を扱うテキスト・研究書では、「施設養護」を扱う際には、乳児院や養護施設に加え、児童福祉施設として位置づけられている各種障害児施設（肢体不自由児施設や重症心身障害児施設など）も取り上げ、詳しく説明されていることが一般的であった。加えて、糸賀一雄ほか編著『施設養護論』（ミネルヴァ書房、1967年）では、学校教育法上の養護学校・盲学校・ろうあ学校や少年院も「施設養護」に含められるなど、児童福祉施設に限らない幅広い施設・機関のあり方が、「社会的養護」という枠組みで検討されることも多かった。

2. 養成課程における教科目の改正と「児童養護」の体系化

（1）児童養護問題の深刻化と養成課程における教科目の改正

高度経済成長やその後のオイルショック、低成長期など、社会変化に伴い、児童養護問題も質的に変化・複雑化し、「サラ金地獄」による家庭崩壊の増加や高年齢児への対応など、より高い専門性が求められるようになっていた。

そうした動向を受け、1970年、厚生省告示第352号により保母養成課程が改正された。そこでは、「養護原理」（必修2単位）が「養護原理Ⅰ」（必修2単位）・「養護原理Ⅱ」（選択2単位）へと分割・増加すると共に、新たに「養護内容」（選択2単位）が新設され、「各施設児童の実態に即応した適切な指導計画を策定し、豊かな活動と経験の展開が期待できる」ようになることが目指された⁽⁶⁾。

その後、1991年の改正（厚生省告示第121号）を経て、2001年の改正（厚生労働省告示第198号）により「養護内容」は必修科目となったが、単位数は2単位から1単位へと減少された。また、「養護原理」も「Ⅰ」・「Ⅱ」が統合され1科目（2単位）となるなど、単位数の増減はあるものの、施設養護に関する専門性を高めることを目指し、養成課程の改正が進められていった。

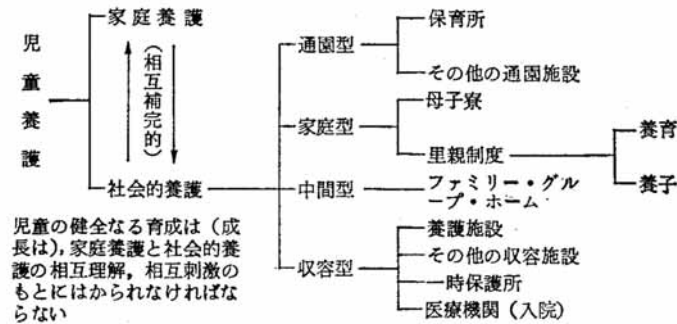
（2）「児童養護」の体系化に向けた研究

先に触れた通り、「児童養護」を「家庭養護」と「社会的養護」に分けて捉える方法は多くの研究で採用されているが、1980年代頃より、より詳細に社会的養護を体系化しようとする研究が見られるようになってきた。

例えば、杉本一義編著『児童養護』（川島書店、1983年）では、「児童は本来家庭で養育されるものであるが、何らかの事情で家庭の責に帰すことができないか、また健全な育成に適切でないとき、家庭以外の社会的な場で養護されるもので、その養護の諸プログラムを用意することを社会的養護といえることができる」とし、その体系を以下のように示している。

「社会的養護」の概念はいかに用いられてきたか

図表2 杉本（1983）における、児童養護の体系図

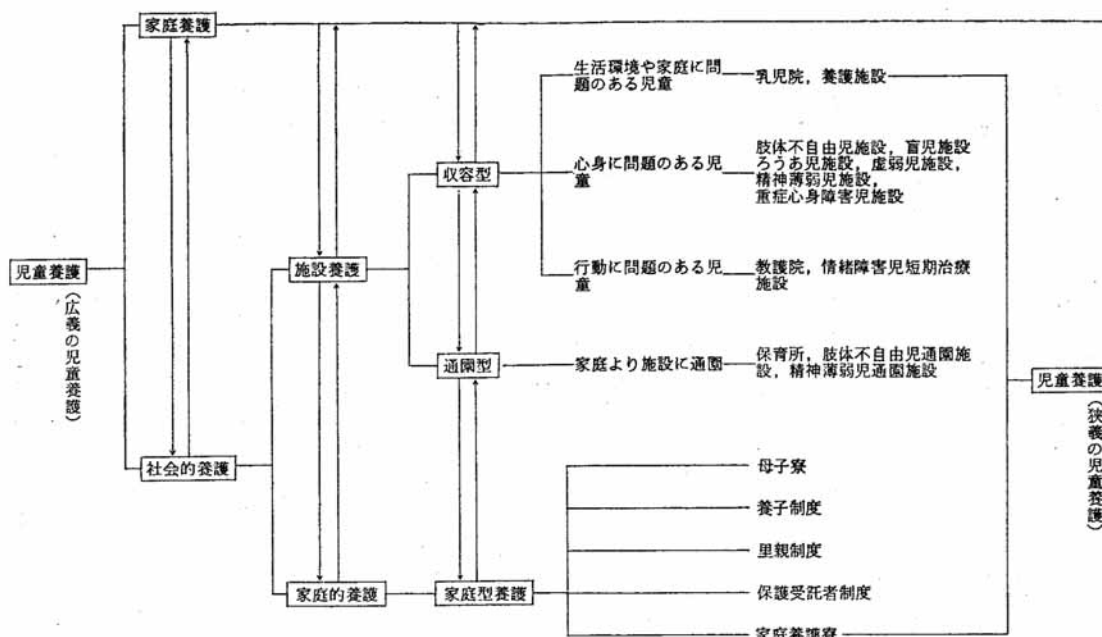


出所：杉本一義編著『児童養護』川島書店、1983年、p.59。

ここでは、主に形態の違いから、「社会的養護」が、「通園型」「家庭型」「中間型」「収容型」という4つに分類されている。この内、「通園型」として保育所が位置づけられるなど、家庭における養護を除く制度全体が「社会的養護」として位置づけられていることが伺える。

また、林久雄・吉田宏岳編著『保育叢書9 養護原理』（福村出版、1983年）では、大谷・吉沢の論を継承しつつ、「収容型」に加え、「通園型」と「家庭型」を加えたものを「社会的養護」とし、それを「狭義の児童養護」として位置づけている。ここでも、「通園型」には障害児系通園施設に加えて保育所が位置づけられており、「狭義」としながらも、現在に比べて広く捉えられている。

図表3 林・吉田（1983）における、児童養護の体系図



出所：林久雄・吉田宏岳編著『保育叢書9 養護原理』福村出版、1983年、p.70。

この他、吉沢英子編著『養護理論』（光生館、1989年）では、「老後につながる子育て」の発想のもと、児童・障害者・高齢者に関わる養護問題を総合的に捉え、高齢者の施設養護を含めて「社会的養護」と捉えようとするなど、さまざまな視点からの研究が進められた⁽⁷⁾。

（３）「社会的養護」の役割の明確化に向けた研究

この時期の多くの研究では、家庭での養護を含めた、社会における養育全般を（広義の）「児童養護」とし⁽⁸⁾、施設における養護を（狭義の）「児童養護」と捉えていた。これは、「養護原理」が新設された当初より、科目の教授内容の第一に「児童とその養護」が位置づけられ、「児童養護の意義目標」等を教授することが想定されていた⁽⁹⁾ことも影響しているように思われる。

それに対し、野澤正子は、『児童養護論』（ミネルヴァ書房、1991年）において、「養育」概念と「養護」概念を峻別することの必要性を唱えた。野澤によると、「養育」（または「養育ケア」）は、親の私的生活のなかで私的労働によって行われる私的なケアであるのに対して、「養護」はそれを社会的に代行するものである。そのため、「『養護』が表現するものは、社会化されたケアの方法・技術的側面そのものと、養護を承認し支えている制度・政策的側面との両側面を含んで」と指摘している。このように、野澤は、広義、狭義と捉えられがちであった「児童養護」概念を、「養育」概念と区別することにより、社会政策としての側面をより明確にしようとした。

また、北川清一編『新・児童福祉施設と実践方法―養護原理のパラダイム―』（中央法規、2000年）では、「児童養護」の分類として、家庭における養育を指す言葉を「家庭養護」ではなく「家庭養育」としている。そして、養育が家庭において完結できない場合、子どもの福祉のためにそれを補うべく生み出されたのが「社会的養護」であり、その機能を、家庭養育との関連から「代替的」（里親や施設）、「補足的」（保育所や児童厚生施設など）、「支援的」（児童家庭支援センターや各種相談事業など）という3つに分類している。これまで、通所／入所や、施設型／家庭型など、主に施設の形態により分類されることが多かったのに対し、代替、補足、支援という機能により分類することで、「社会的養護」の役割をより明確にしようとした研究の一つであると言える。

3. 「社会的養護」をめぐる制度改革の進展と最狭義の定義

（１）国における「社会的養護」見直しに向けた動き

児童虐待など子どもをめぐる問題の深刻化を受け、1997年、児童福祉法が改正され、「自立支援」が理念に盛り込まれるとともに、2000年には児童虐待防止法が成立した。

その後、厚生労働省の社会保障審議会児童部会に「児童虐待の防止等に関する専門委員会」が設けられ、2003年6月に報告書がまとめられた。また、児童虐待に限らず、施設の体系や里親のあり方、要保護児童や家庭への支援を広く検討するため、児童部会の下に、「社会的養護」の名を冠した委員会として「社会的養護のあり方に関する専門委員会」が設置され、10月に報告書がまとめられた。この2つの報告書を受け、11月には、社会保障審議会児童部会としての報告書「児童虐待へ

「社会的養護」の概念はいかに用いられてきたか

の対応など要保護児童および要支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直しの方向性について」が発表されている。これらの報告書では、「家庭的養護（里親・里親によるグループホーム等）」「施設養護」のあり方が検討され、里親制度の積極的活用や施設の小規模化（センター構想）など、その後の制度改革の骨子となる方針が打ち出されている。

「厚生労働省等が公的に『社会的養護』という用語をはじめて使用したのは2003（平成15）年頃からであろう」⁽¹⁰⁾と指摘されるように、これらの報告書を契機として、公的に「社会的養護」の名称が多く用いられるようになるとともに、制度の改革が本格的に進められていった。

（２）「社会的養護の課題と将来像」の公表と「社会的養護」の定義

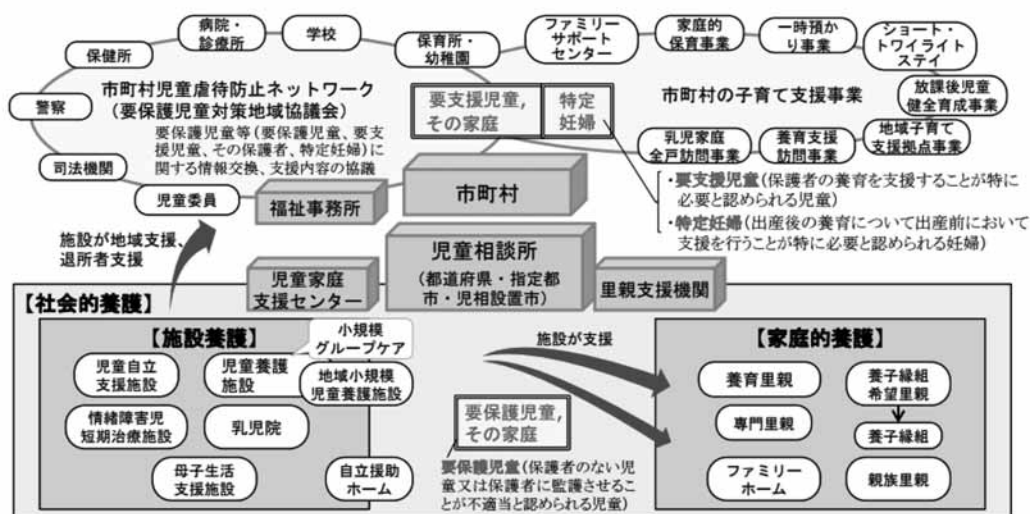
その後、2007年の社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書を経て、2011年7月、「社会的養護の課題と将来像」（以下、「課題と将来像」）が公表された。

「課題と将来像」では、「社会的養護」の定義がなされ、「社会的養護は、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと」とされた。そして、「子どもの最善の利益のために」「社会全体で子どもを育む」ことが理念とされ、「養育機能」「心理的ケア等の機能」「地域支援等の機能」という3つの機能をもつものとされた。また、今後の方針として、本体施設・グループホーム・家庭的養護をそれぞれ3分の1にすることなど、家庭的養護、施設の小規模ケアの推進という方向性がこれまで以上に強く打ち出された。「課題と将来像」は、長年の課題であった施設における職員配置基準の改善や、家庭（的）養護の推進、運営指針の作成をはじめとする運営の質の向上など、その後の社会的養護の制度改革に大きな影響を与えた⁽¹¹⁾。

ただし、「課題と将来像」は、「社会的養護」に関わる主な施設等として、(1)児童養護施設、(2)乳児院、(3)情緒障害児短期治療施設（現、児童心理治療施設）、(4)児童自立支援施設、(5)母子生活支援施設、(6)里親及び里親支援機関、(7)ファミリーホーム、(8)自立援助ホーム、(9)児童家庭支援センターの9種類を挙げ、その具体的な課題や将来像を検討しており、障害児関連施設を除いている。すなわち、「社会的養護」と障害児関連施設は別体系として位置づけられたことになる。

また、「社会的養護」は「市町村の児童家庭相談や子育て支援と一連につながるものであり、密接に連携して推進」するものとされ、家庭支援・地域支援の重要性が謳われている。この際の基本的な視点は、「社会的養護」の施設が、その役割として地域支援を行うことの強調であり、地域における子育て支援活動自体を「社会的養護」として位置づけてはいない。

図表4 「課題と将来像」における「基本的考え方」



出所：児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ「社会的養護の課題と将来像」、2011年7月。

これまで、各種テキスト等において、「社会的養護」は、狭義には、障害児施設を含めた施設における養護を、広義には、保育所などを含めた社会における養育全般を指すものとして捉えられることが多かった。それに対し、「課題と将来像」における定義は、施設養護に限定したこれまでの狭義の「社会的養護」の定義から、さらに障害児系施設を除いたものとなっており、その意味で最狭義の定義を示したものであると言える。

こうした最狭義の定義は、児童養護施設を中心とする限られた範囲の問題を集中して検討し、改善する上で一定の効果があったことは間違いないものの、障害児系施設が別枠となり、改善に遅れが生じていることの要因ともなっているように思われる⁽¹²⁾。

（3）保育士養成課程における教科目名および内容の変更

2010年の厚生労働省告示第278号により、保育士養成課程が改正され、「養護原理」は「社会的養護」へ、「養護内容」は「社会的養護内容」へと、それぞれ教科目名が変更された。こうして、保育士養成課程における教科目名が「社会的養護」へと変わったことにより、「社会的養護」の名称はより幅広く用いられることになった。

名称変更の理由は、「社会的養護」の名称が浸透していることや社会的養護の重要性を踏まえ、変更する」と説明されている（厚生労働省保育士養成課程等検討会「保育士養成課程等の改正について（中間まとめ）」、2010年3月24日）。加えて、保育における「養護と教育の一体性」という時の「養護」と、施設における「養護」との混乱を避けるためという狙いもあった⁽¹³⁾。この名称変更に関し、「社会的養護内容」を中心にその経緯を検討した中山忠政は、「明確な理由が示された上での

「社会的養護」の概念はいかに用いられてきたか

変更ではなかった」のみでなく、「社会的養護」・「社会的養護内容」の2科目を「『保育』を取り巻く『辺縁』ともいえる周辺領域に追いやる『結果』をもたらした」と厳しく批判している⁽¹⁴⁾。

次に、内容について見てみよう。2001年の「養護原理」・「養護内容」と、2010年の「社会的養護」・「社会的養護内容」における、厚生労働省により示された「教科目の教授内容」を比較すると、以下のようになっている。

図表5 「養護原理」・「社会的養護」の教授内容の比較

養護原理	社会的養護
1. 児童養護の概念 (1) 家庭や社会の役割 (2) 社会的養護を必要とする子どもたち (3) 児童養護の歴史 (4) 児童養護の体系 家庭、施設、里親 2. 施設における児童養護 (1) 施設養護の特質 (2) 施設養護の基本原則 個別化、親子関係の尊重と調整、集団の活用 3. 施設養護の実践 (1) 日常生活及び自立に向けての援助 (2) 治療的・支援的援助（心の傷を癒したり、心を育むための、また障害を支えるための援助） (3) 親子関係・学校・地域などとの関係調整 4. 児童福祉施設の運営・管理と援助者 (1) 援助（養護）の理念 (2) 児童福祉施設の運営・管理 (3) 児童福祉施設援助者としての資質 (4) 個別援助技術や集団援助技術などの専門援助技術 (5) スーパービジョンとチームワーク (6) 倫理の確立 5. 今後の課題	1. 現代社会における社会的養護の意義と歴史の変遷 (1) 社会的養護の理念と概念 (2) 社会的養護の歴史の変遷 2. 社会的養護と児童家庭福祉 (1) 児童家庭福祉の一分野としての社会的養護 (2) 児童の権利擁護と社会的養護 3. 社会的養護の制度と実施体系 (1) 社会的養護の制度と法体系 (2) 社会的養護の仕組みと実施体系 (3) 家庭的養護と施設養護 (4) 社会的養護の専門職・実施者 4. 施設養護の実践 (1) 施設養護の基本原則 (2) 施設養護の実践－日常生活支援、治療的支援、自己実現・自立支援等－ (3) 施設養護とソーシャルワーク 5. 社会的養護の現状と課題 (1) 施設等の運営管理 (2) 倫理の確立 (3) 被措置児童等の虐待防止 (4) 社会的養護と地域福祉

図表6 「養護内容」・「社会的養護内容」の教授内容の比較

養護原理	社会的養護
1. 児童福祉施設利用者 (1) 家庭環境により家庭で生活することができない子どもたち (2) 心身に障害があるために専門的なケアを必要とする子どもたち 2. 援助(養護)の内容 (1) 基本的な日常生活の援助 (2) 心の傷を癒したり、心を育むための援助 (3) 親子関係を調整するための援助 (4) 学校や地域などとの関係を調整するための援助 (5) 自己実現・自立への援助 3. 援助(養護)の理念 (1) 子どもの最善の利益 (2) 生存と発達の保障 (3) 権利擁護 4. 児童福祉施設援助者 (1) 児童福祉施設の援助者としての資質、倫理 (2) 個別援助技術や集団援助技術などの専門援助技術 5. 今後の課題	1. 社会的養護における児童の権利擁護と保育士等の倫理及び責務 (1) 児童の権利擁護 (2) 保育士等の倫理及び責務 2. 社会的養護の実施体系 (1) 施設養護の特性及び実際 (2) 里親制度の特性及び実際 3. 支援の計画と内容及び事例分析 (1) 個別支援計画の作成 (2) 日常生活支援に関する事例分析 (3) 治療的支援に関する事例分析 (4) 自立支援に関する事例分析 (5) 記録及び自己評価 4. 社会的養護にかかわる専門的技術 (1) 保育士の専門性にかかわる知識・技術とその応用 (2) ソーシャルワークにかかわる知識・技術とその応用 5. 今後の課題と展望 (1) 施設の小規模化と地域とのかかわり (2) 社会的養護の課題と展望

「養護原理」では、はじめに「児童養護」全体について学び、そこから施設養護の特質等を学ぶことが想定されていた。それに対し、「社会的養護」では、はじめに「社会的養護」について学び、児童家庭福祉との関わりについては、その後に学ぶことが想定されている。「養護内容」においても、障害児施設を含めた「児童福祉施設」について学ぶとされているものが、「社会的養護内容」では、「児童福祉施設」という表現ではなく、「社会的養護」における施設養護という形になっている。

このように、「養護原理」・「養護内容」では、児童養護・児童福祉施設について幅広く学ぶことが想定されていたのに対し、「社会的養護」・「社会的養護内容」では、施設養護に家庭的養護(里親制度)を加えた「社会的養護」に特化して、より深く学ぶ形になったと指摘できる。

おわりに

以上、保育士（保母）養成課程の変遷をふまえながら、「社会的養護」の概念がいかに用いられてきたか、検討した。

1962年、厚生省告示第328号により「養護原理」が新設された頃より、「家庭外（社会的）養護」という形で「社会的養護」という語は用いられており、広義には保育所等も含めた家庭以外の社会における制度全般を指すものであった。また、狭義の施設養護を指す場合にも、各種障害児系施設はもちろんのこと、学校や少年院など児童福祉の枠を超えて幅広く位置づけられることも多かった。

1980年代頃より、より詳細な検討が行われるようになるが、その際にも、「通園型」の社会的養護として保育所が位置づけられるなど、「児童養護」という枠組みの中で幅広く捉えられていた。

2003年の「社会的養護のあり方に関する専門委員会」の設置や報告書の公表を契機に、「社会的養護」の概念・用語は公的にも多く用いられるようになった。そして、2010年の厚生労働省告示第278号による「社会的養護」への教科目名変更や、2011年の「課題と将来像」などにより、「社会的養護」は幅広く用いられるようになった。しかし、初めて「社会的養護」の公的定義がなされた「課題と将来像」において、障害児系施設が別枠とされるなど、これまでの流れからすると最狭義の定義がなされ、養成課程においても、児童養護・児童家庭福祉という幅広い枠組みから、より社会的養護に特化して学ぶ形へと変更がなされてきた。

こうした中、2017年8月に「新しい社会的養育ビジョン」が公表され、「社会的養育」という新たな枠組みのもとで、制度の再検討が進められている。その新たな枠組みの検討、「社会的養育」と「社会的養護」の関連の検討については、他日を期したい。

〔註〕

⁽¹⁾ 社会的養護をめぐる制度改革の動向については、拙稿「社会的養護に関する制度改革の動向と背景」、近大姫路大学人文学・人権教育研究所『翰苑』Vol.5、海風社、2016年、pp.112-131を参照。

⁽²⁾ 保育士（保母）や幼稚園教諭養成課程をめぐる経緯の詳細は、岡本富郎「保母養成教科目の変遷」（『保育研究』創刊号、1981年）、佐藤信雄「保育制度と保育者養成課程の変遷について 保育者養成課程における『心理学』の役割を中心に」Ⅰ・Ⅱ（『北海道文教大学研究紀要』第31・32号、2007・2008年）などを参照。

⁽³⁾ 厚生省児童家庭局編『保母養成専門教科目教授内容ソースブック』、1965年、p.234。

⁽⁴⁾ 「養護原理」に関しては、「『養護原理』という科目においてわれわれが追求しようとする学問的考察は、さし当っては、この児童収容施設における施設養護の原理・技術・方法・過程の能うかぎりの科学的追求にあることはいうまでもない」と、狭義の「社会的養護」である施設養護の検討を行う科目と位置づけている。（大谷嘉朗・吉沢英子『養護原理』誠信書房、1967年、p.15。）

⁽⁵⁾ 例えば、斎藤謙・杉本一義編著『新版・養護原理』（川島書店、1968年）では、「養護」を救護の性格に留めず、児童福祉理念の中核に位置づけることの重要性を指摘し、養護理念を家庭代用保護論のみでなく、すべての児童の福祉を支える根幹と位置づけるべきであると述べている。

⁽⁶⁾ 厚生省児童家庭局編『保母養成専門教科目教授内容ソースブック（改訂版）』、1972年。

⁽⁷⁾ この他、乳幼児期や学齢期の児童に限られていた「養護原理」の内容を、乳幼児から高齢者、施設養護から地域福祉まで含めて検討したものとして、加藤孝正編著『新しい養護原理』（ミネルヴァ書房、1997年）が挙げられる。なお、2002年に刊行された、吉沢英子編著『新版 養護理論』（光生館、2002年）では、「社会養護」とされている。

⁽⁸⁾ 例えば、吉田宏岳監修『養護原理と内容』（福村出版、1992年、p.87）では、「従来は、児童養護を特別の保護を要する児童を対象とした入所施設での養護形態だけに限定してとらえることが多かったと思います。しかし、今日

ではすべての児童が児童福祉の対象となり、すべての児童の養護の場である家庭養護と児童福祉のサービス体系による社会的養護の両者を含む巨視的なとらえ方が一般的となっております」と述べられている。

⁽⁹⁾ 厚生省児童家庭局編『保母養成専門教科目教授内容ソースブック』、1965年。

⁽¹⁰⁾ 井村圭壯・相沢譲治編『保育と社会的養護』学文社、2014年、p.2。

⁽¹¹⁾ 詳細については、前掲「社会的養護に関する制度改革の動向と背景」を参照。

⁽¹²⁾ 近年、障害児関連施設、特に重度の入所施設において被虐待児が多く入所している実態が明らかにされてきており（例えば、毎日新聞「入所障害児429人に虐待歴」、2016年3月19日など）、対応が求められている。

⁽¹³⁾ この点に関しては、例えば、2008年に改定された保育所保育指針の検討過程において、「環境上の理由等により特別な保護を要する児童を入所させる児童養護施設等における養護の概念」と、指針における「養護の概念とは異なる」ことが指摘されるなど、「養護」概念の混同は以前より問題とされてきた。厚生労働省「第6回『保育所保育指針』改定に関する検討会」参考資料、2007年3月27日。

⁽¹⁴⁾ 中山忠政「保育士養成課程における教科目名称の変更―『養護内容』から『社会的養護内容』へ―」、『プール学院大学研究紀要』第52号、2012年、pp.177-186。